

公募に関する公告

下記のとおり、公募に付します。

記

1. 公募に付する事項

財務省近畿財務局所管合同宿舎における駐車場の空き区画を「カーシェアリング事業」として使用する事業者

2. 公募に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (3) 国税及び地方税を完納していること。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立をしていないこと、かつ、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立をしていない者であること。
- (5) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (6) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (9) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (10) 暴力団又は暴力団員及び(6)から(9)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。
- (11) 道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 80 条、同法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 75 号）第 52 条に定める自家用自動車の有償貸渡しの許可を得ている者であること。
- (12) 下記 3 の応募申込を行い、その審査に合格した者であること。

3. 応募申込

公募に参加を希望する者は、申込書類を財務省近畿財務局ホームページ「<https://fb.mof.go.jp/kinki/>」から入手し、必要事項を記入の上、受付期間内に応募申込を行うこと。

(1) 申込方法

持参若しくは郵便（配達証明郵便等の記録が残るものに限る）による。

(2) 受付場所

大阪市中央区大手前 4 丁目 1 番 76 号

大阪合同庁舎第 4 号館 9 階 近畿財務局管財部管財総括第 3 課 事務室

(3) 受付期間

令和 8 年 2 月 6 日（金曜日）～令和 8 年 2 月 12 日（木曜日）

9 時～12 時、13 時～16 時 30 分

（受付は、持参の場合は 16 時 30 分まで、郵送の場合は受付期間最終日の到達分まで。）

4. 申込書の無効

本公告に示した公募に参加する者に必要な資格のない者が提出した申込書は無効とする。

以上、公告する。

令和 8 年 1 月 30 日

財務省近畿財務局長 坂口 和家男

公 募 要 項

財務省近畿財務局所管合同宿舎における駐車場の空き区画を「カーシェアリング事業」として使用する事業者の募集に関する要項

財務省近畿財務局が所管する合同宿舎での駐車場の空き区画(以下「空き区画」という。)を有効活用し、宿舎の入居者(以下「入居者」という。)をはじめ広く地域の方々の利便性の向上が図られるよう、「カーシェアリング事業」に活用することといたしました。

つきましては、この公募要項のとおり事業者を選定しますので、参加を希望される方は本書をよく読み、内容をご承知のうえ参加して下さい。

(本件において「カーシェアリング事業」とは、道路運送法第80条第2項に規定される事業をいいます。)

1. 公募に付する事項（提案を受ける事項）

(1) 事業者を公募する物件（使用許可の対象宿舎）

物件番号 1 津雲台合同宿舎	
所在地（住居表示）	大阪府吹田市津雲台 5 丁目 15-1、15-2
駐車区画（車室）数	2 区画
(参考) 管理戸数	213 戸（世帯用 110 戸、独身・単身用 103 戸）

物件番号 2 天満合同宿舎	
所在地（住居表示）	大阪市北区天満橋 1 丁目 2-26
駐車区画（車室）数	1 区画
(参考) 管理戸数	48 戸（世帯用 30 戸、独身・単身用 18 戸）

物件番号 3 堺第 2 合同宿舎	
所在地（住居表示）	大阪府堺市堺区田出井町 7-24、7-25
駐車区画（車室）数	1 区画
(参考) 管理戸数	48 戸（世帯用 48 戸）

物件番号 4 堺第 3 合同宿舎	
所在地（住居表示）	大阪府堺市堺区材木町西 3 丁 1-16
駐車区画（車室）数	1 区画
(参考) 管理戸数	30 戸（世帯用 30 戸）

物件番号 5 木ノ本合同宿舎	
所在地（住居表示）	大阪市平野区長吉長原東 3 丁目 14-1、14-2、大阪府八尾市西木の本 4 丁目 4-1
駐車区画（車室）数	1 区画
(参考) 管理戸数	160 戸（世帯用 160 戸）

物件番号 6 香里合同宿舎	
所在地（住居表示）	大阪府枚方市香里ヶ丘 4 丁目 15-2
駐車区画（車室）数	1 区画
(参考) 管理戸数	85 戸（世帯用 85 戸）

物件番号 7 志紀合同宿舎	
所在地（住居表示）	大阪府八尾市志紀町西 3 丁目 9-2
駐車区画（車室）数	1 区画
（参考）管理戸数	200 戸（世帯用 200 戸）

物件番号 8 貝塚合同宿舎	
所在地（住居表示）	大阪府貝塚市二色 1 丁目 2-1 ほか
駐車区画（車室）数	1 区画
（参考）管理戸数	438 戸（世帯用 438 戸）

物件番号 9 伏見合同宿舎	
所在地（住居表示）	京都市伏見区西奉行町 2、東奉行町 5
駐車区画（車室）数	1 区画
（参考）管理戸数	192 戸（世帯用 138 戸、独身・単身用 54 戸）

物件番号 10 神戸くすのき合同宿舎	
所在地（住居表示）	神戸市中央区楠町 6-11-20、21、22
駐車区画（車室）数	1 区画
（参考）管理戸数	31 戸（世帯用 1 戸、独身・単身用 30 戸）

※ 各宿舎の車室箇所については、別添「駐車場平面図」でご確認下さい。

※ 公務員宿舎の区画幅(車室幅)及び区画面積は、概ね 2.5m、12.5 m²です。

(2) 公募の条件

① 土地利用の条件

- ・使用方法は、「カーシェアリング事業」に限ります。
- ・使用する場合の区画数は上記（1）のとおりです。（物件毎での提案が可能です。）
- ・物件番号 1 は複数区画の一括利用となります。
- ・各物件には、案内板設置のための土地（2 箇所まで、かつ、その合計面積 0.2 m²以下）が駐車区画の外に付随するものとします。実際に案内板を設置する場合は、設置箇所について近畿財務局との協議が必要となります。

② 使用許可できる物件(宿舎)及び駐車区画(車室)の場所

- ・事業者が使用（応募）する物件(宿舎)及びその宿舎内の駐車区画(車室)の場所は、原則、近畿財務局が指定する場所とします。

③ 使用許可の期間

- ・使用許可期間は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日までとします。

④ 使用料

（金額）

- ・物件毎に国が設定する最低使用料(年額)以上の額（非公表）で、事業者が提案する額（提案価格）に消費税相当額を加えたものとなります。したがって、提案価格（物件番号 1 については 2 区画分の総額）は税抜き額となります。

※ 使用許可期間は 48 ヶ月ですが、提案価格は 12 ヶ月分（1 年分）となります。

※ 提案価格は、実際に使用するしないにかかわらず、物件毎に駐車区画外の案内板設置面積 0.2 m²分を含んだ額となります。

（算定期間）

- ・原則として物件毎に1年分の使用料を算定します。

- ・当初の使用料適用期間（1年）満了後の使用料については毎年度改定を行います。当初の提案価格が国で算定した使用料を下回る場合には、国が算定した額を年額使用料とします。なお、使用料の改定を行う場合には、改定後の年額使用料を適用開始日の10日前までに文書により国から通知します。
- ・使用許可を取り消すことになった場合等については、事業者が原状回復した日までの日数により、年額使用料を日割計算した額を使用料とします。
- ・実際の案内板設置面積が0.2m²を下回る場合であっても、提案価格や使用料の減額調整は行いません。

(支払時期)

- ・使用料は、国の発行する納入告知書により、指定の期限までに全額納入してください。

⑤ その他、使用条件など

- ・「国有財産使用許可書（案）」に記載のとおりとします。
- ・使用許可書については、下記5の手続きにより各物件担当課（官）の機関の長が許可することとなります。また、合同宿舎の維持管理担当課（官）と同じくする複数物件で事業者に決定した場合は、使用許可書はそれら物件をまとめたものとし、使用料に係る通知も一通で行います。このため、事業者が使用許可期間中にその許可物件の一部を返還する場合は、全ての物件の使用許可が取消となります。

2. 事業者の応募資格要件

次の各号に定める内容を全て満たす事業者が応募できるものとします。

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 国税及び地方税を完納していること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立をしていないこと、かつ、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立をしていない者であること。
- (5) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (6) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (9) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (10) 暴力団又は暴力団員及び(6)から(9)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。
- (11) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第80条、同法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第52条に定める自家用自動車の有償貸渡しの許可を得ている者であること。
- (12) 下記3の応募申込を行い、その審査に合格した者であること。

3. 応募申込手続

申込書類を財務省近畿財務局ホームページ「<https://lfb.mof.go.jp/kinki/>」より入手し、必要事項を記入の上、下記受付期間内に持参若しくは郵便（配達証明郵便等の記録が残るものに限る）により、応募申込を行うこと。

※電話、ファックス、インターネットによる受付は行いません。

(1) 受付期間

令和8年2月6日（金曜日）～令和8年2月12日（木曜日）

9時～12時、13時～16時30分

（受付は、持参の場合は16時30分まで、郵送の場合は受付期間最終日の到達分まで。）

(2) 受付場所

大阪市中央区大手前4丁目1番76号

大阪合同庁舎第4号館 9階 近畿財務局管財部管財総括第3課事務室

(3) 必要書類（各1部）

「法人、個人共通」

① 応募申込書（様式第1号）…※他の書類とは別に封書に封印のうえ提出してください。

※複数の物件を希望する場合は、物件ごとに応募申込書を提出してください。

② 誓約書（様式第2-1号・第2-2号）

③ 道路運送法第80条、同法施行規則第52条に定める自家用自動車の有償貸渡しの許可を得ていることを確認できる資料。

「法人の場合」

④-1 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）（書類提出前3ヶ月以内に発行のもの）

④-2 納税証明書（その3の3「法人税、消費税及び地方消費税」について未納の税額のない証明書（書類提出日以前3ヶ月以内に発行のもの）

「個人の場合」

⑤-1 履歴書（本人、従業員・任意様式）及び住民票（書類提出日以前3ヶ月以内に発行のもの）

⑤-2 納税証明書（その3の2「申告所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税」について未納の税額のない証明書（書類提出日以前3ヶ月以内に発行のもの）

(4) 質問の受付等

質問については、（様式第3号）「財務省近畿財務局所管合同宿舎における駐車場の空き区画を「カーシェアリング事業」として使用する事業者の募集に関する質問書」に質問事項を記入の上、メールにより送付してください。なお、メール以外での質問は受け付けませんのでご注意ください。また、質問に対する回答は、質問者だけでなく、希望者すべてにメールにて回答します。質問がない事業者であっても、回答書の送付を希望する場合はその旨を以下「質問書送付先」へメールにて送信してください。

質問書送信先：syukusya@kk.lfb-mof.go.jp

（エス ワイ ユー ケー ユー エス ワイ イー @ ケイ ケイ.ル エフ ピー ハイフン エム オー エフジー オー.ジ イー ピー -）

質問書締切日：令和8年2月4日（水曜日）17時まで

質問に対する回答予定日：令和8年2月5日（木曜日）16時頃

4. 事業者の決定

(1) 提出された応募書類の審査を行い、公募物件毎に事業者を決定します。

(2) 国が設定する最低使用料以上の額で、それぞれの公募物件に応募し、かつ、その提案価格が最高となる価格で応募申込を行った者を、当該公募物件にかかる事業者とします。

(3) くじによる事業者の決定

最高となるべき提案価格での申し込みが2者以上ある場合は、当該見積合わせと関係のない当局職員が立会のもと、くじにより決定します。（令和8年2月18日（水曜日）を予定しています。）

(4) 応募者への通知

事業者を決定したときは、口頭（電話）通知します。

5. 使用許可申請の手続

事業者に決定した者は、令和8年3月5日（木曜日）までに、「国有財産使用許可申請書」を合同宿舎の維持管理を行う下記担当課（官）へ提出してください。

物件番号	担当課（官）	所在	電話番号
1～8	近畿財務局管財部 統括国有財産管理官（6）	大阪市中央区 大手前4丁目1番76号 大阪合同庁舎第4号館（9階）	06-6949-6545
9	近畿財務局 京都財務事務所管財課	京都市左京区 丸太町川端東入ル東丸太町34-12 京都第2地方合同庁舎	075-752-1420
10	近畿財務局 神戸財務事務所管財課	神戸市中央区 海岸通29番地 神戸地方合同庁舎	078-391-4697

6. 事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、事業者としての決定を取り消します。

- (1) 正当な理由なくして、指定する期日までに使用許可の手続きに応じなかった場合。
- (2) 事業者が応募者の資格を失った場合。

7. その他

- (1) 使用許可の手続きに関する一切の費用については、事業者の負担とします。

- (2) 事業者による工事等

- ・ 使用許可を受けた合同宿舎から順次工事・営業してください。

（工事に際しては、事前に各合同宿舎の自治会に整備計画の説明・調整を行ってください。）

- (3) 近畿財務局への情報提供

- ・ 当該使用許可の効果を検証する場合がありますので、近畿財務局が請求したときは利用状況や利用者の傾向等を情報提供してください。（個人情報に関するものは求めません。）

- (4) 近畿財務局が使用許可を行う際に付する条件について、遵守してください。（使用許可に関する一般事項は、「国有財産使用許可書（案）」に記載。）

- (5) 使用許可の無効

- ・ 使用許可申請する資格のない者及び虚偽の申請を行った者の申請は無効とします。

- (6) 使用許可の取消

- ・ 事業者が不正の手段により許可を受けたことが判明したときは許可を取消します。また、使用許可条件のほか、当該募集要項の各規定に違反したときは許可を取消す場合があります。

- (7) 返還方法

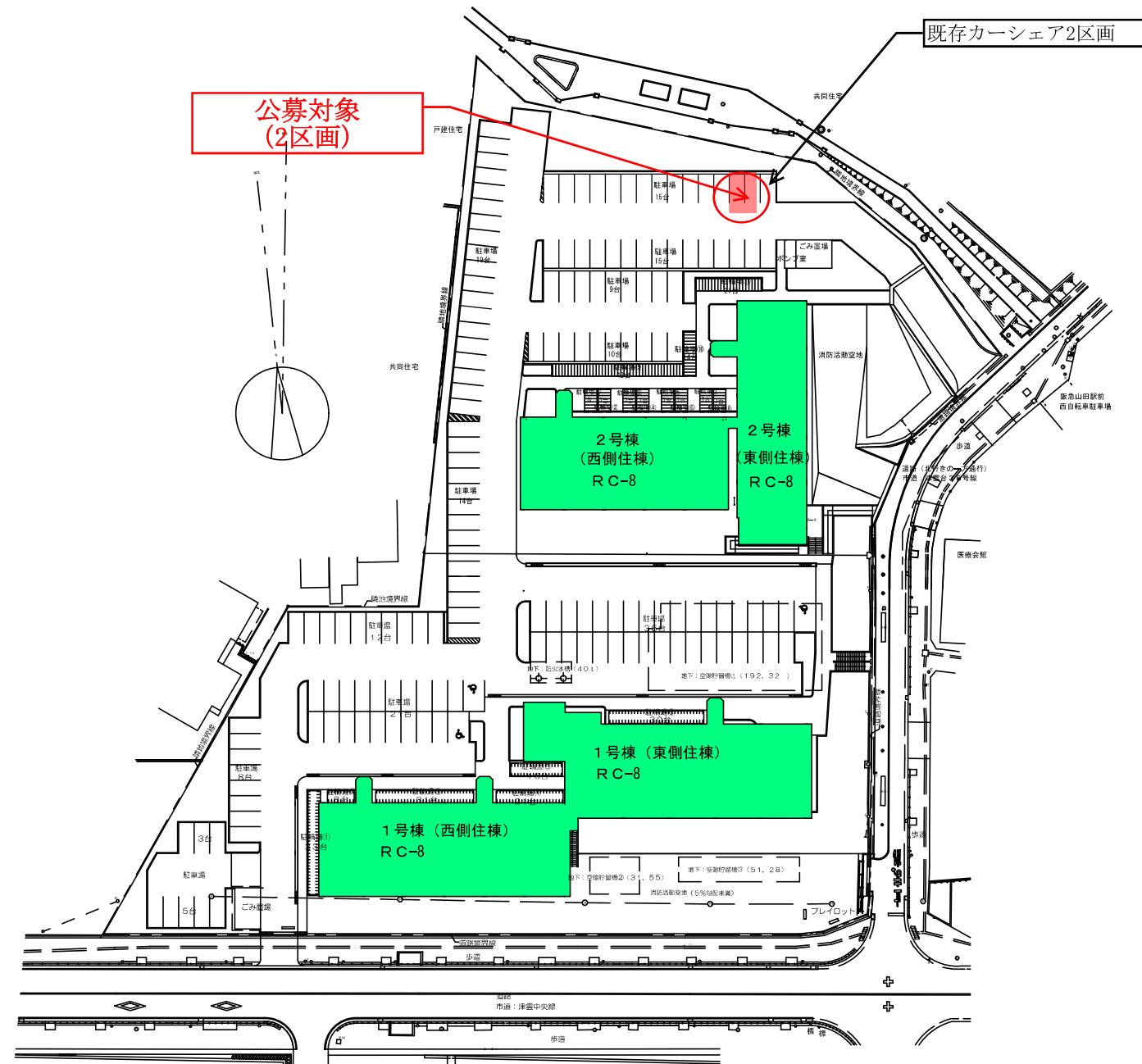
- ・ 使用許可を終了した場合又は取消された場合・無効とされた場合は、速やかに、①②に該当するものを除き原状回復すること。原状回復に要する費用は全て事業者の負担とします。

（原状回復が遅れたことで近畿財務局に損害が生じた場合は、事業者はこれを賠償しなければなりません。）

- ① 通常の使用及び収益によって生じた損耗並びに経年変化
- ② 事業者の責めに帰することができない事由による損耗

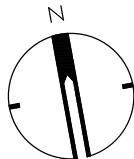
募集に関する問い合わせ先

財務省近畿財務局管財部管財総括第3課 担当 西、萱原
大阪市中央区大手前4丁目1番76号 大阪合同庁舎第4号館（9階）
電話 06-6949-6385



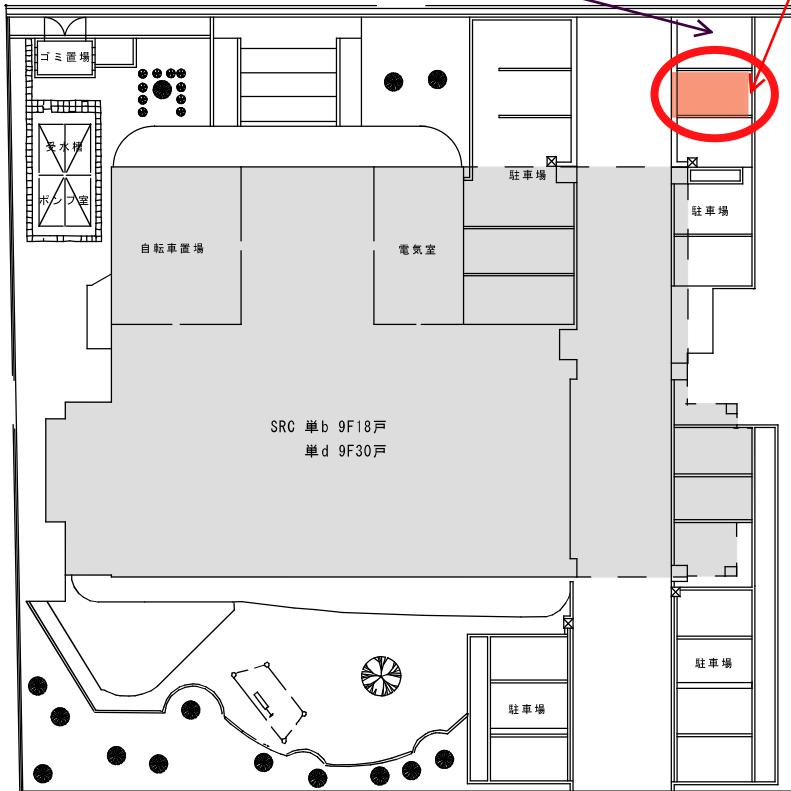
配置図 1/500

番号	物件1
宿舎名	津雲台合同宿舎
所在地	吹田市津雲台5丁目15



既存カーシェア

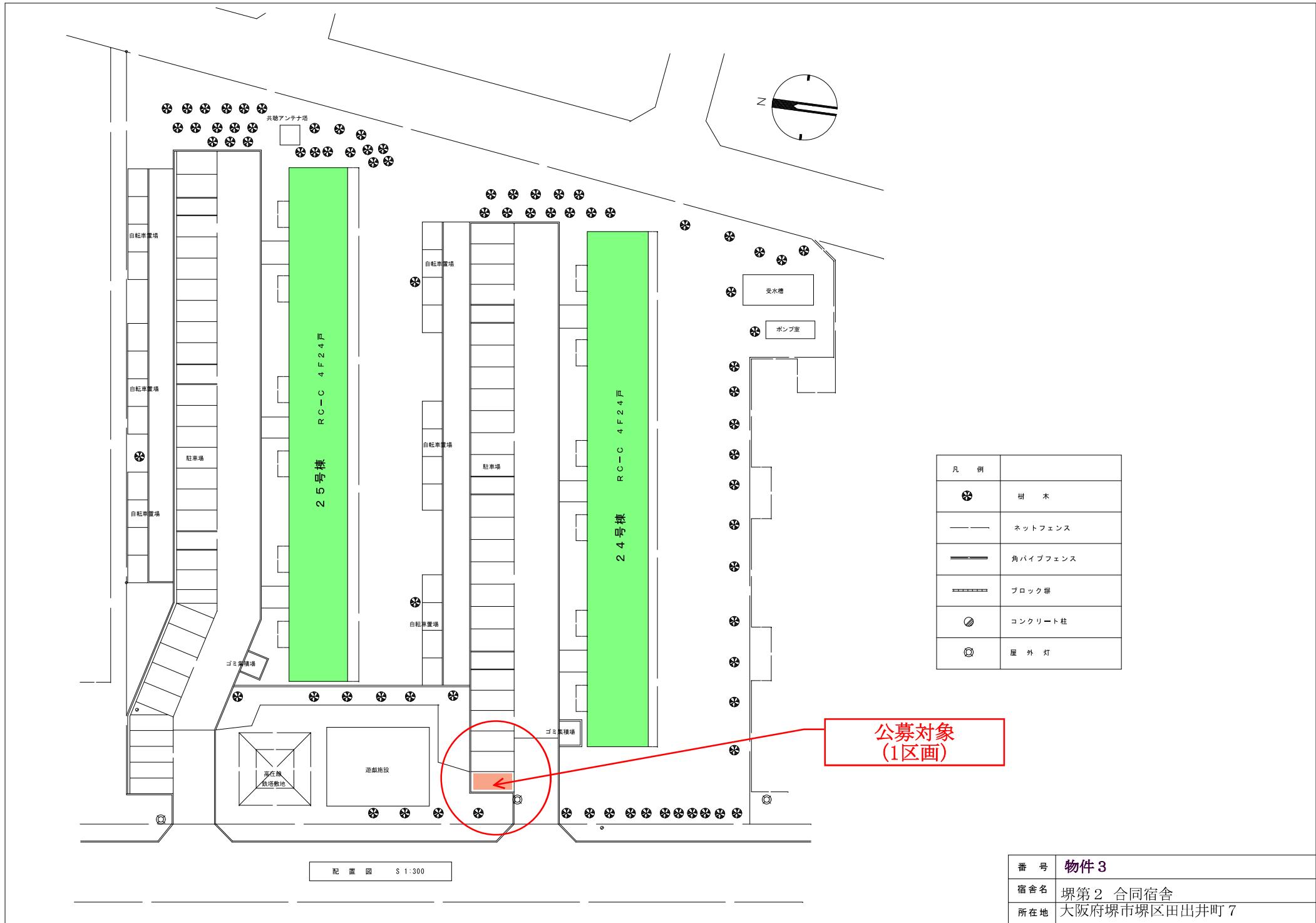
公募対象 (1区画)

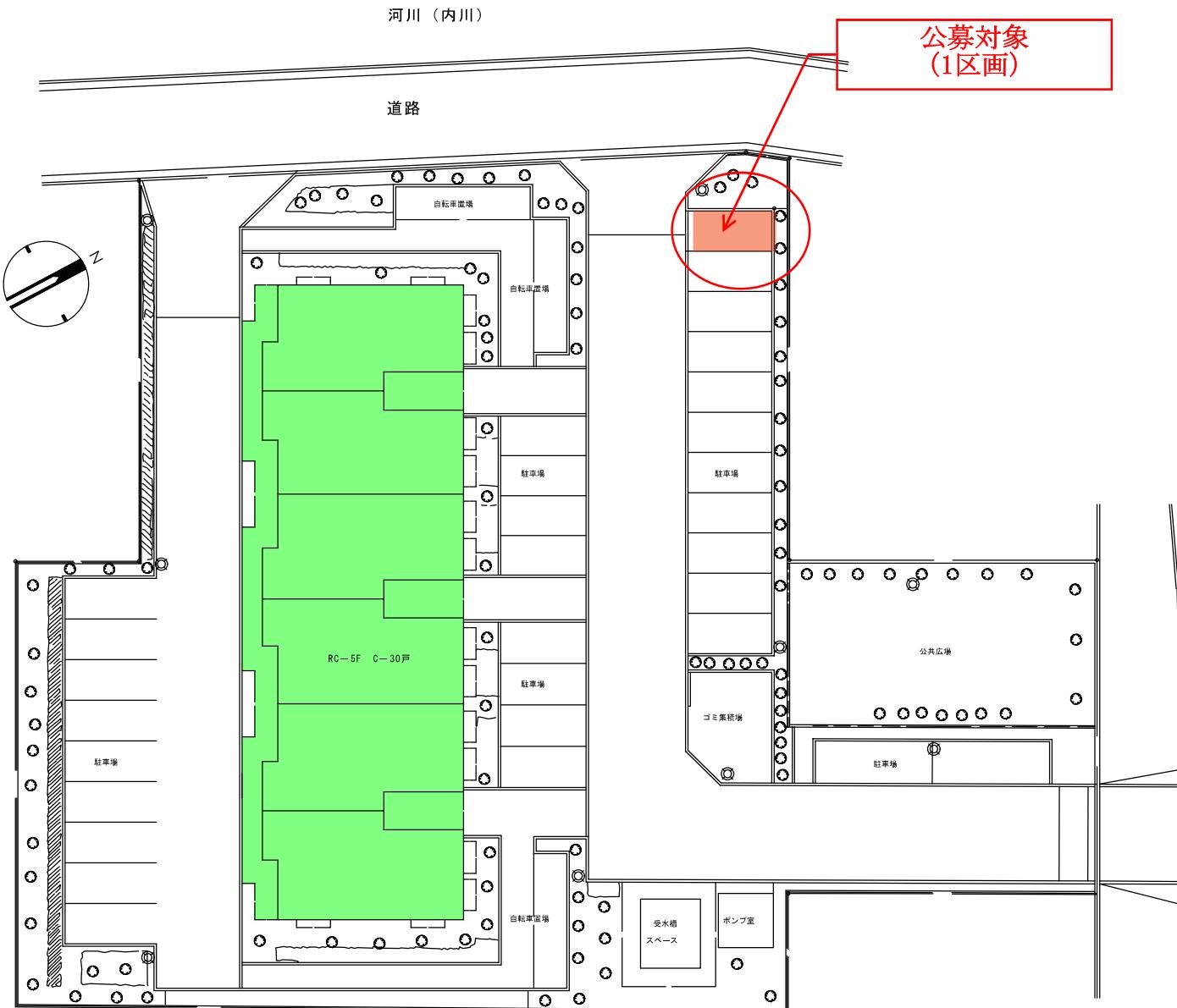


配置図 S 1:200

凡 例	物 件
●	樹 木
———	ネットフェンス
———	角パイプフェンス
=====	ブロック塀
◎	コンクリート柱
◎	屋 外 灯

番 号	物 件2
宿舎名	天満合同宿舎
所在地	大阪市北区天満橋 1-2-26

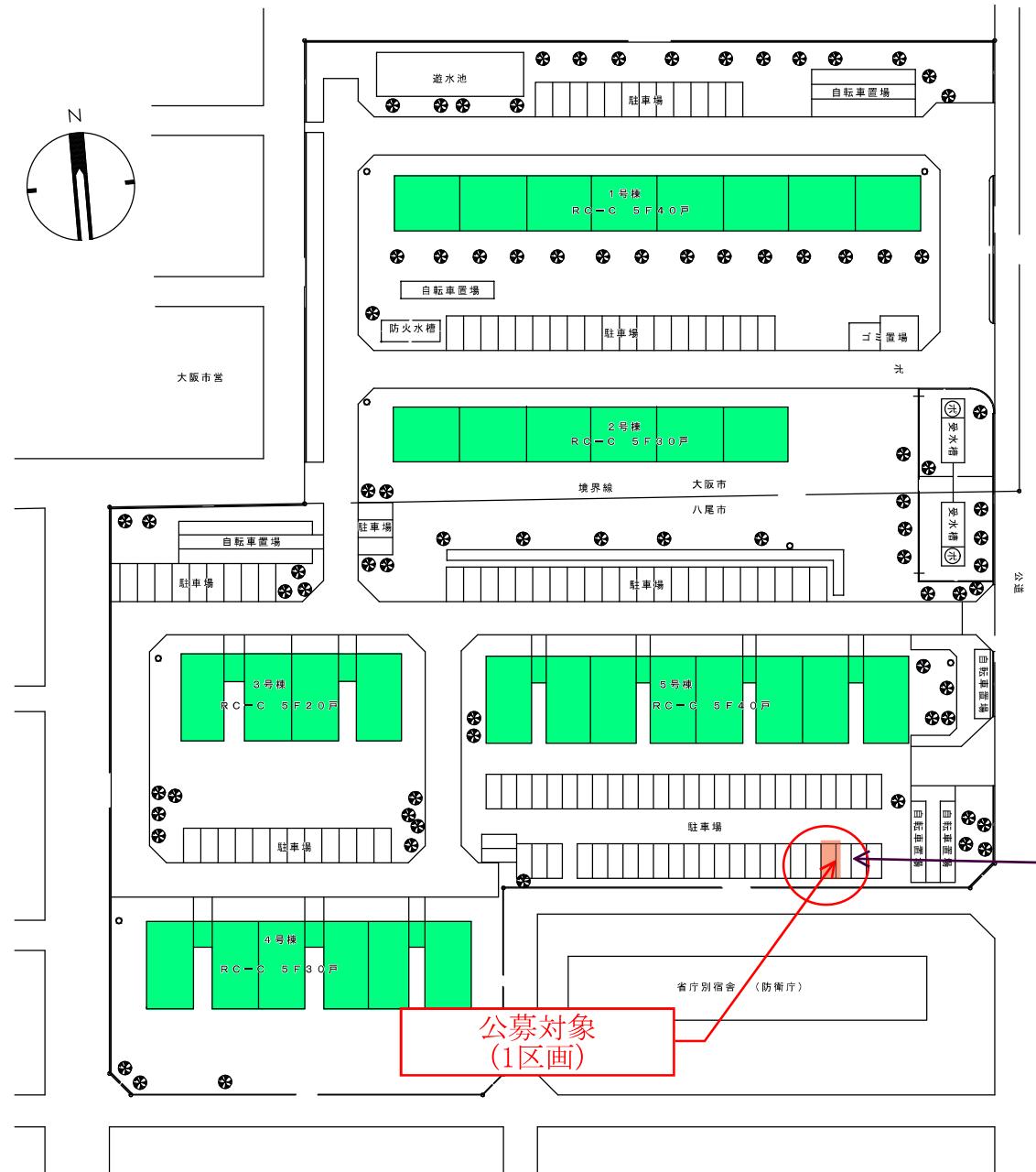




配 置 図 S 1:200

凡 例	
○	樹 木
—	ネットフェンス
—	角パイプフェンス
=====	ブロック塀
◎	コンクリート柱
◎	屋 外 灯

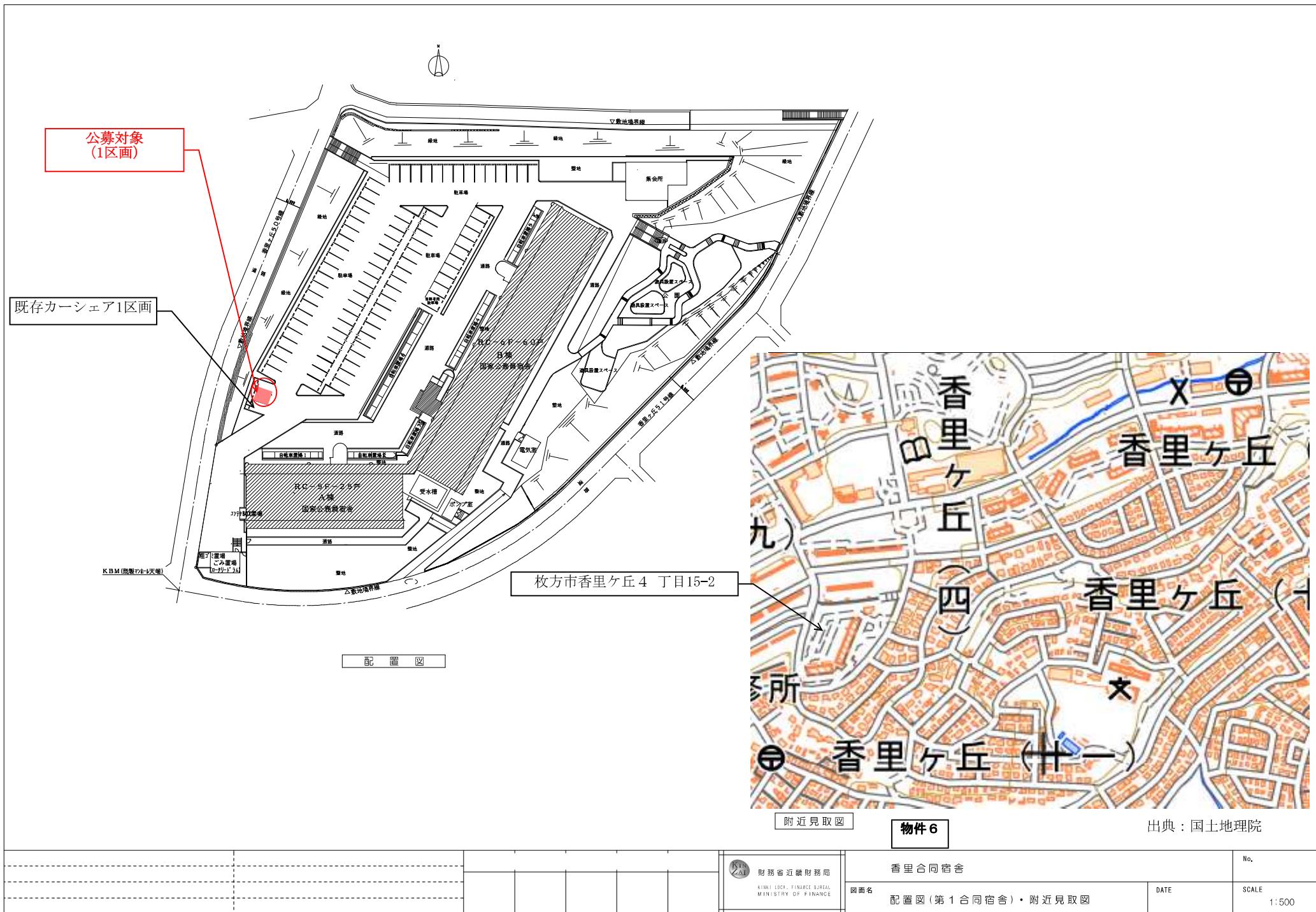
番 号	物件4
宿舎名	堺第3合同宿舎
所在地	大阪府堺市材木町西3-1-16

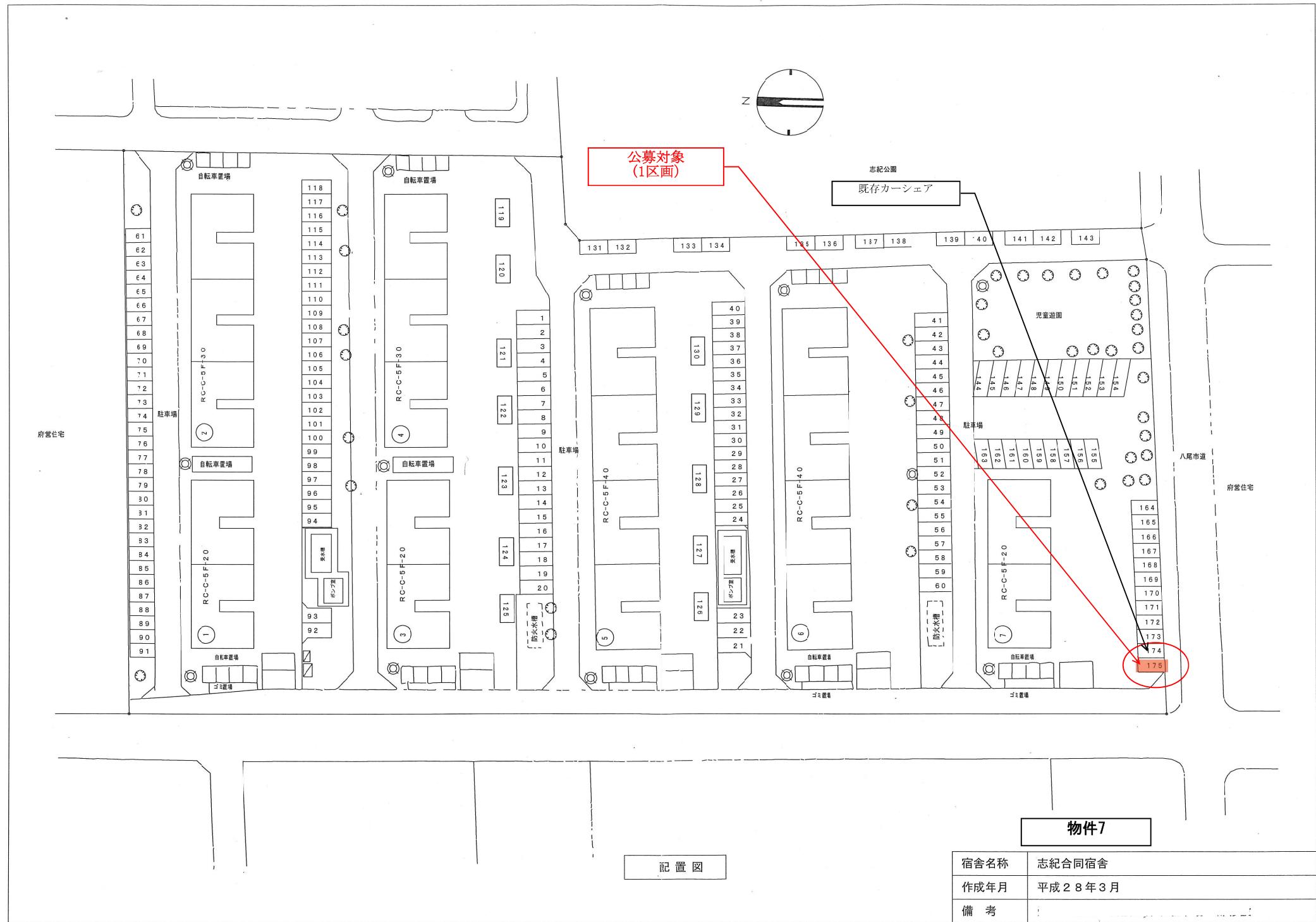


配置図 S 1:500

凡 例	
●	樹 木
—	ネットフェンス
—	角パイプフェンス
—	ブロック塀
●	コンクリート柱
□	屋 外 灯

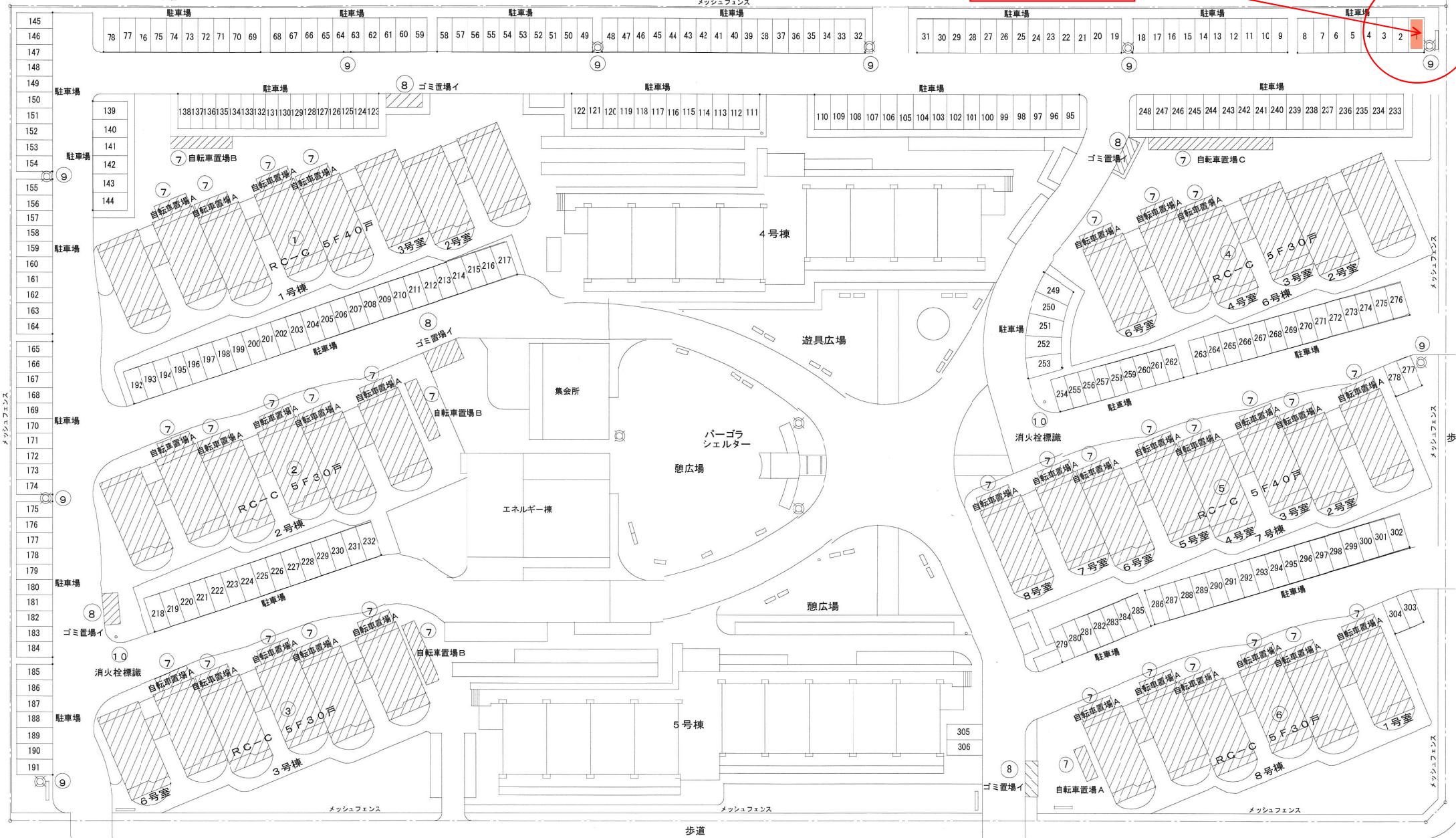
番 号	物 件 5
宿舎名	木ノ本合同宿舎
所在地	大阪府大阪市平野区長吉長原東3-14 大阪府八尾市西木ノ本4-4-1



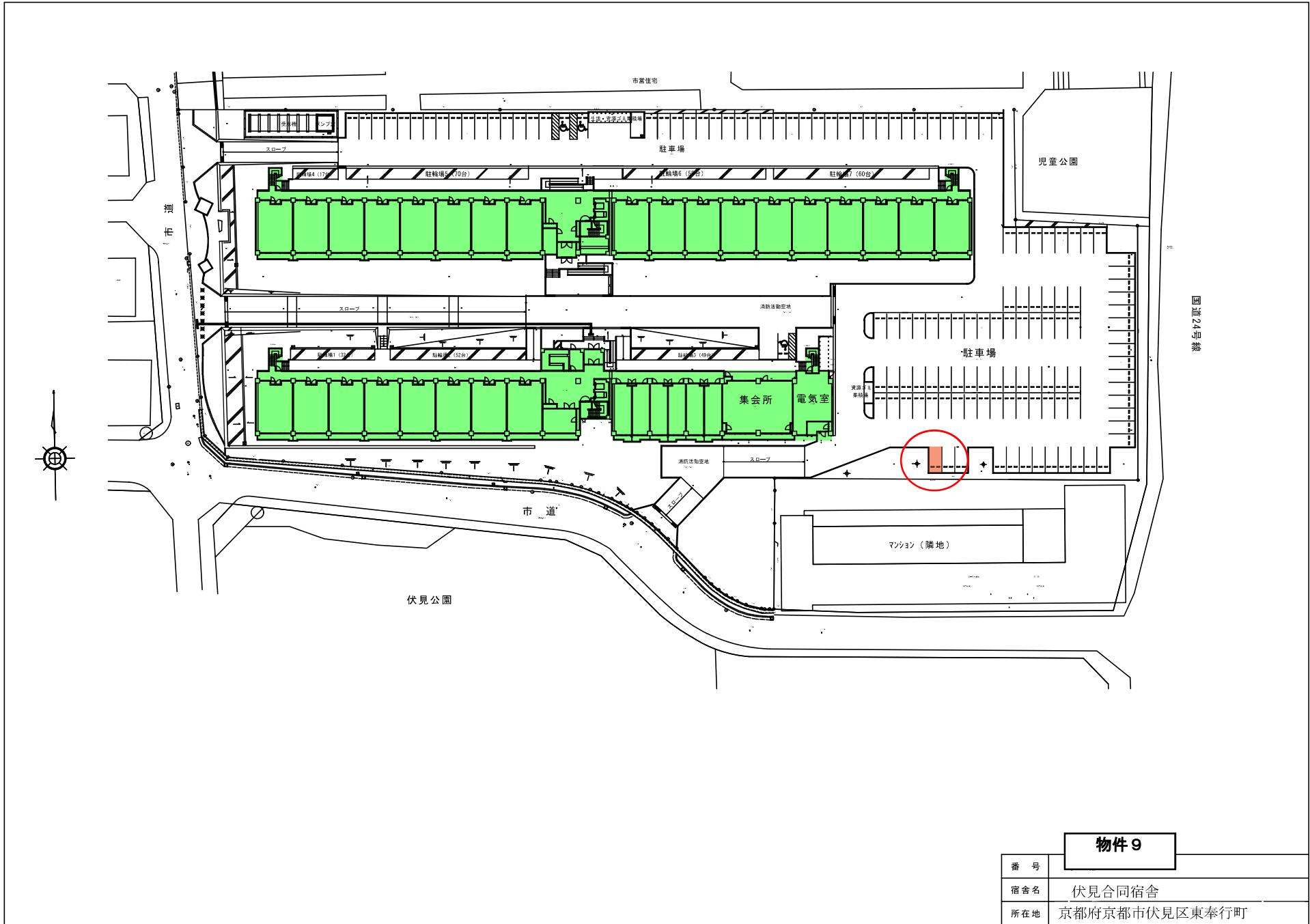


公募対象
(1区画)

79から94は欠番

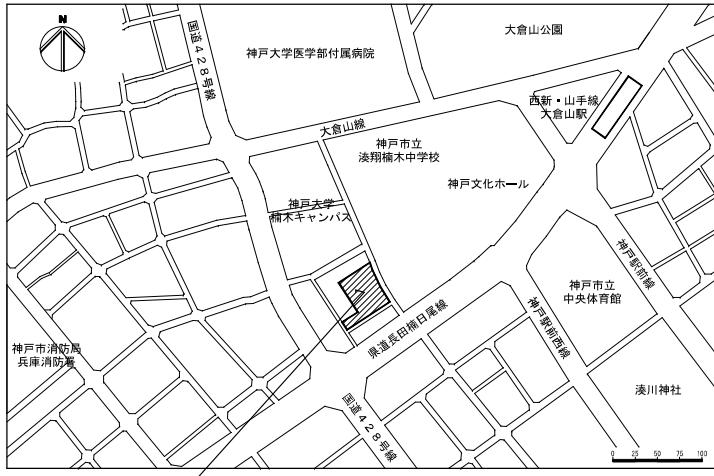


貝塚合同宿舎 物件8



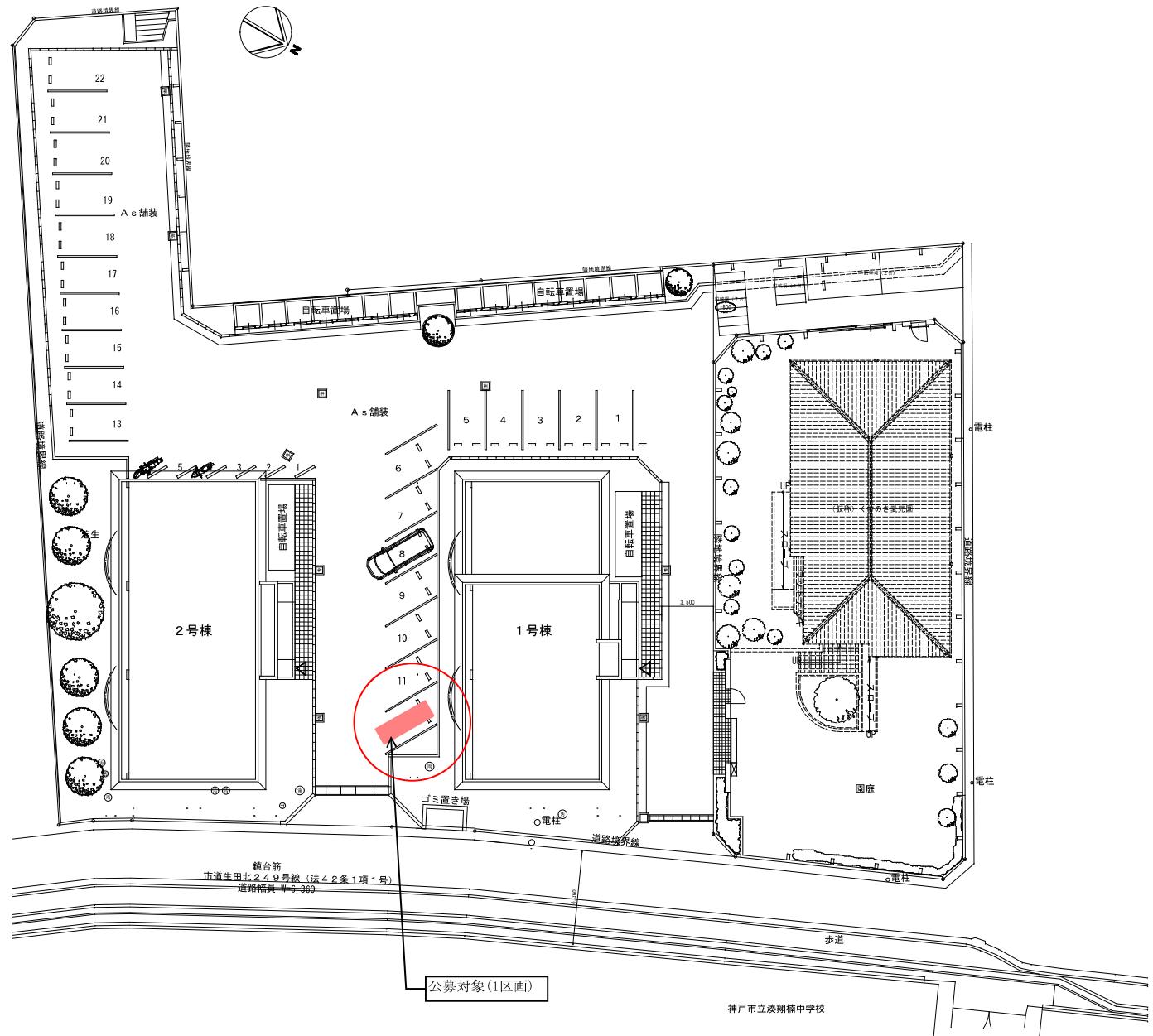
物件 9

番号	101-0
宿舎名	伏見合同宿舎
所在地	京都府京都市伏見区東奉行町



附近見取図

神戸くすのき合同宿舎 1号棟・2号棟
兵庫県神戸市中央区楠町6丁目11番1号



物件10

各 種 樣 式

(様式第1号)

応募申込書

令和 年 月 日

近畿財務局長 殿

応募者

所在地

名称

(法人名)

(代表者名)

提案内容

物件名（宿舎名）

区画数

区画

提案価格

金額	百万	拾万	万	千	百	拾	壱

（金額は当該物件の駐車場の使用料年額（税抜き）とし、複数区画を公募する物件にあってはその総額を記入してください。）

注意

- 応募申込書は、物件（宿舎）ごとに別の用紙を使用してください。
- 物件名・区画数の欄には、公募要項に示す宿舎名・駐車区画数を記載してください。
- 金額はアラビア数字（算用数字）で記載し、初めの数字の頭に「¥」マークを記入してください。
- 一度提出した応募申込書の訂正・取消はできません。
- 応募申込書は記載事項が見えないよう必ず封筒に入れ封緘して持参又は郵送してください（複数の応募申込書の同封可）。

記入例

(様式第1号)

応募申込書

令和〇年〇月〇日

近畿財務局長 殿

応募者

所在地 大阪府〇〇市 〇〇町 〇〇〇〇

名称

(法人名) 株式会社 □□□□□

(代表者名) 代表取締役社長 △△△△

提案内容

物件名 (宿舎名)

△ △ 合同宿舎

区画数

1

区画

提案価格

金額	百万	拾万	万	千	百	拾	毫
¥	1	0	0	0	0	0	0

(金額は当該物件の駐車場の使用料年額(税抜き)とし、複数区画を公募する物件にあってはその総額を記入してください。)

注意

- 応募申込書は、物件(宿舎)ごとに別の用紙を使用してください。
- 物件名・区画数の欄には、公募要項に示す宿舎名・駐車区画数を記載してください。
- 金額はアラビア数字(算用数字)で記載し、初めの数字の頭に「¥」マークを記入してください。
- 一度提出した応募申込書の訂正・取消はできません。
- 応募申込書は記載事項が見えないよう必ず封筒に入れ封緘して持参又は郵送してください(複数の応募申込書の同封可)。

誓約書

私

当社

は、下記1に該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。また、貸付又は使用許可を受けた国有財産の使用に当たっては、下記2に掲げる使用等を行わないとともに、暴力団員等による不当介入を受けた場合には、下記3の措置を行うことを誓約します。また、当方が下記1に該当しないことを確認するため、当方の個人情報について、国が警察当局へ情報提供することに同意します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなつても、異議は一切申し立てません。

記

1 契約の相手方として不適当な者

(1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなど

しているとき

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
なお、役員等に変更があった場合は、速やかに別紙様式2-2により変更後の役員名簿
を提出します。

2 公序良俗に反する使用等

暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であるこ
とが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これら
の用に供されることを知りながら、貸付物件（使用許可物件）を第三者に転貸し又は賃
借権を譲渡すること。

3 警察への通報等

(1) 貸付物件（使用許可物件）を使用するに当たって、暴力団又は暴力団員、社会運動
標ぼうゴロ（※1）、政治活動標ぼうゴロ（※2）、その他暴力団関係者から、不当
要求又は業務妨害を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、速やかに警
察に通報し、捜査上必要な協力を行うこと。

(2) (1)による警察への通報及び捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内
容を記載した書面により、許可者に報告すること。

※1 社会運動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者
※2 政治活動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

近畿財務局長 殿

令和 年 月 日

住所又は所在地

氏名又は名称

(様式第2-2号)

令和 年 月 日

(様式第3号)

財務省近畿財務局所管合同宿舎における駐車場の空き区画を
「カーシェアリング事業」として使用する事業者の募集に関する質問書

(提出期限：令和8年2月4日（水曜日） 17時必着)

質問項目	
質 問 事 項	

※複数の質問及び意見等をまとめて記入しないで下さい。

氏名又は名称

連絡先 担当者名

TEL

令和 年 月 日

財務省所管国有財産部局長

殿

申請者 住 所

名 称

氏 名(代表者)

国有財産使用許可申請書

下記のとおり行政財産を使用したく、関係資料を添付して申請します。

記

1 使用しようとする財産

- (1) 所 在
- (2) 区 分
- (3) 数 量

2 使用しようとする理由

3 利用計画(事業計画)

4 使用しようとする期間

5 その他参考となるべき事項

(注1) 「国有財産使用許可申請書」の提出先は、合同宿舎の維持管理担当課（官）となる。

従って、その宛先については、それぞれの機関の長となる下記の記載とすること。

物件番号	「国有財産使用許可申請書」 あて先
1～8	財務省所管国有財産部局長 近畿財務局長
9	財務省所管国有財産部局長 近畿財務局京都財務事務所長
10	財務省所管国有財産部局長 近畿財務局神戸財務事務所長

(注2) 合同宿舎維持管理機関を同じくする複数の物件の事業者に決定した申請者については、「国有財産使用許可申請書」の「1 使用しようとする財産」の欄に、それらの決定した物件をまとめて記載すること。

国有財産使用許可書（案）

使用者

殿

許可者

財務省所管国有財産部局長

（登録番号：T8000012050001）

令和 年 月 日付をもって申請のあった当局管理の国有財産を使用することについては、国有財産法（昭和23年法律第73号）第18条第6項及び第19条の規定に基づき、下記の条件を付して許可する。

この許可について不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の定めるところにより、この許可があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に財務大臣に対して審査請求をすることができる。なお、許可があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、許可についての審査請求をすることができない。

また、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の定めるところにより、この許可があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、国（法務大臣）を被告として処分取消しの訴えを提起することができる。ただし、審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内とする。なお、許可又は裁決の日から1年を経過したときは、処分取消しの訴えを提起することができない。

記

（使用許可物件）

第1条 使用を許可する物件は、次のとおりである。

所 在

合同宿舎

区 分 土地（敷地）

数 量 m²のうち m²

使用部分 別図のとおり

(指定用途)

第2条 使用を許可された者は、前記の物件をカーシェアリング事業の用に供しなければならない。

(使用許可期間)

第3条 使用を許可する期間は、令和8年4月1日から令和12年3月31日までとする。

(使用料)

第4条 令和8年4月1日から令和9年3月31日までの使用料は、

円（うち消費税及び地方消費税の額 円）とする。

2 前項に規定する期間が満了した後の期間に係る使用料については、改めて部局長から通知する。なお、使用料は毎年度改定するものとし、改定の都度、当該年分の使用料を部局長から通知する。

(使用料の納付)

第5条 前条第1項に定める使用料は、当局歳入徴収官の発する納入告知書により、指定期日までに納入しなければならない。

(使用料の改定)

第6条 部局長は、経済情勢の変動、国有財産関係法の改廃その他の事情の変更に基づいて特に必要があると認める場合には、使用料を改定することができる。

(延滞金)

第7条 指定期日までに使用料を支払わないとときは、その翌日から納入の日までの日数に応じ、第2項に定める率で計算した金額を延滞金として支払わなければならない。

2 前項の延滞金利率は延滞起算日時点の国の債権の管理等に関する法律施行令第29条第1項本文に規定する財務大臣が定める率を定める告示（昭和32年大蔵省告示8号）に定める率とする。

(物件保全義務等)

第8条 使用を許可した物件は、国有財産法第18条第6項に規定する制限の範囲内で使用させるものであり、使用を許可された者は、善良な管理者の注意をもつて維持保存しなければならない。

2 前項の維持保存のため通常必要とする修繕費その他の経費は、使用を許可さ

れた者の負担とし、その費用は請求しないものとする。

(使用上の制限)

第9条 使用を許可された者は、使用を許可された期間中、使用を許可された物件を第2条に指定する用途以外に供してはならない。

- 2 使用を許可された者は、使用を許可された物件を他の者に転貸し、又は担保に供してはならない。
- 3 使用を許可された者は、使用を許可された物件について修繕、模様替その他の行為をしようとするとき、又は使用計画を変更しようとするときは、事前に書面をもって部局長の承認を受けなければならない。
- 4 使用を許可された者は、使用を許可された物件が所在する宿舎の入居者からの照会又は苦情等を受け付けるための窓口を設置し、連絡先について部局長及び入居者に周知するとともに、照会又は苦情等があったときは、迅速かつ適切に対応しなければならない。

(使用許可の取消し)

第10条 部局長は、次の各号の1に該当するときは、使用許可の取消しをすることができる。

- (1) 使用を許可された者が許可条件に違背したとき。
- (2) 使用を許可された者の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (3) 使用を許可された者の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (4) 使用を許可された者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (5) 使用を許可された者の役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りな

がらこれを不当に利用するなどしているとき。

(6) 使用を許可された者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

2 部局長は、使用を許可した物件を国又は公共団体において、公用用、公用又は公益事業の用に供するため必要が生じたときは、国有財産法第19条で準用する同法第24条第1項の規定に基づき、使用許可の取消しをすることができる。

3 部局長が第1項の規定により使用許可の取消しをした場合、これにより使用を許可された者に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することを要しない。

4 使用を許可された者は、部局長が第1項の規定により使用許可の取消しをした場合において、国に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(原状回復)

第11条 部局長が使用許可を取消したとき、又は使用を許可した期間が満了したときは、使用を許可された者は、自己の負担で、直ちに、使用を許可された物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、使用を許可した期間が満了した後、公募により改めて使用を許可された場合その他部局長が特に承認したときは、この限りでない。

2 使用を許可された者が原状回復の義務を履行しないときは、部局長は、使用を許可された者の負担においてこれを行うことができる。この場合使用を許可された者は、部局長に異議を申し立てることができない。

(損害賠償)

第12条 使用を許可された者は、その責に帰する事由により、使用を許可された物件の全部又は一部を滅失又は損傷したときは、当該滅失又は損傷による使用を許可された物件の損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。ただし、前条の規定により使用を許可された物件を原状回復した場合は、この限りでない。

2 使用を許可された者は、前条第1項の明渡期日までに使用を許可された物件を返還しない場合、明渡期日の翌日から返還した日までの期間に応じる第4条に定める使用料の2倍に相当する額を損害賠償として支払わなければならない。

3 前2項に掲げる場合のほか、使用を許可された者は、本許可書に定める義務を履行しないため損害を与えたときは、その損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。

(有益費等の請求権の放棄)

第13条 使用許可の取消が行われた場合においては、使用を許可された者は、使用を許可された物件に投じた改良のための有益費その他の費用が現存している場合であっても、その費用等の償還の請求はしないものとする。

(実地調査等)

第14条 部局長は、使用を許可した物件について随時に実地調査し、又は所要の報告を求める、その維持使用に関し指示することができる。

(疑義の決定)

第15条 本条件に関し、疑義のあるときはその他使用を許可した物件の使用について疑義を生じたときは、部局長の決定するところによるものとする。

(使用者の遵守義務)

第16条 使用を許可された者は、公募要項（財務省近畿財務局所管合同宿舎における駐車場の空き区画を「カーシェアリング事業」として使用する事業者の募集に関する要項）に基づき業務を遂行しなければならない。

(使用に当たっての留意事項)

第17条 使用を許可する物件は、合同宿舎として入居者の居住の用に供しており、使用目的に供するため車両通行等を行う場合は、居住者等の安全確保等に努めるとともに、すべて使用許可された者の責任とする。

2 使用を許可された者は、労働安全衛生法に基づき適切な措置を講じなければならない。

(近隣調整)

第18条 事業の実施にあたって使用を許可された者は、近隣住民に事業の説明を行い、近隣調整に努めなければならない。

(以 下 余 白)